

リニモ沿線地域づくり会議設置要綱

(目的)

第1条 リニモ沿線地域づくり会議（以下「会議」という。）は、「リニモ沿線地域づくり構想」の推進を図るため、リニモ沿線における地域づくりの機運を高め、関係者が協働して取り組むことができるよう、有識者から幅広く助言を得ることを目的として設置する。

(構成)

第2条 会議は、別表に掲げる委員により構成する。

2 委員は、委員が指名する者を代理として出席させることができる。

(組織)

第3条 会議には委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は会議を総括し、会議の進行にあたる。

4 委員長は必要に応じ、委員以外の者の参加を求めることができる。

(オブザーバー)

第4条 会議にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会議の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から審議に関する助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集する。

(庶務)

第6条 会議に関する庶務は、リニモ沿線地域づくり調査研究会（事務局 愛知県地域振興部地域政策課）において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成21年8月21日から施行する。